

かすみがうら市消費生活センター

くらほっと通信

個人×事業者のトラブルは、どんなことでも消費生活センターへ！



ほっとくん

かすみがうら市消費生活センターでは市民の方を対象に、商品やサービスの契約・解約のトラブル、商品の危険・安全性、多重債務など、消費生活に関する相談や市民の皆様からの情報提供を受け付けています。

生活が変わる時期を迎える若者は悪質商法等の消費者被害に遭いやすい！

これから社会を担う若者を対象に新春1~3月まで
「若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン」実施中！

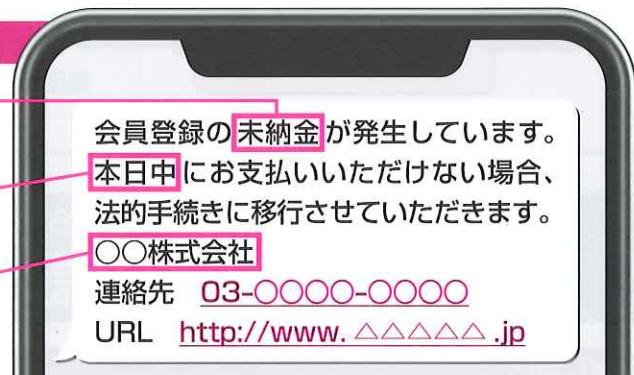
消費生活センターに寄せられる架空請求の相談は、年々増加しており、さまざまな特殊詐欺のなかでも最も多い手口のひとつです。「未納」「訴訟」などという言葉を使い、金銭を要求するようなハガキやメールが届いても、決して連絡をしたりせず、まずは周囲の人や消費生活センターに相談しましょう。

メール・SMSの例

手口1 「未納金」など支払い義務があるように思われる

手口2 考えたり周囲に相談する期間を与えないようにして焦らせる

手口3 大手通販サイトなどをかたり本当に未払いがあるように思わせる



URLが記載されている場合、ワンクリック詐欺の可能性があるので 絶対にタップしてはダメ！

こんなサイトにもご注意を！

架空請求について検索すると「架空請求の問題を解決します！」とうたう業者サイトが出てきます。しかし、ここにも悪質な業者が存在するので安易に利用してはいけません。心配なことがあるときは、消費者ホットライン（☎188）に連絡してください。

かすみがうら市消費生活相談のご案内

消費生活センター

所在地 ●本所 かすみがうら市役所霞ヶ浦庁舎内（大和田562）
●出張相談所 勤労青少年ホーム内（稻吉2-6-25）

相談日 ●本所相談日 月・火・木・金
●出張相談日 水・木・金（不在の場合もあります）
(祝日・年末年始を除く)

相談時間 午前9時から正午 午後1時から午後4時まで

電話 0299-59-2111・029-897-1111（どちらでも可）
※来所される方は、事前に電話にてご連絡くださいますようお願いいたします。

休館日の情報は電話やホームページでもご確認できます。

かすみがうら市消費生活センター

消費者ホットライン

「188」でも相談先の案内を行っています。（年末年始を除く）

信用を失うと家や車が買えなくなる!?

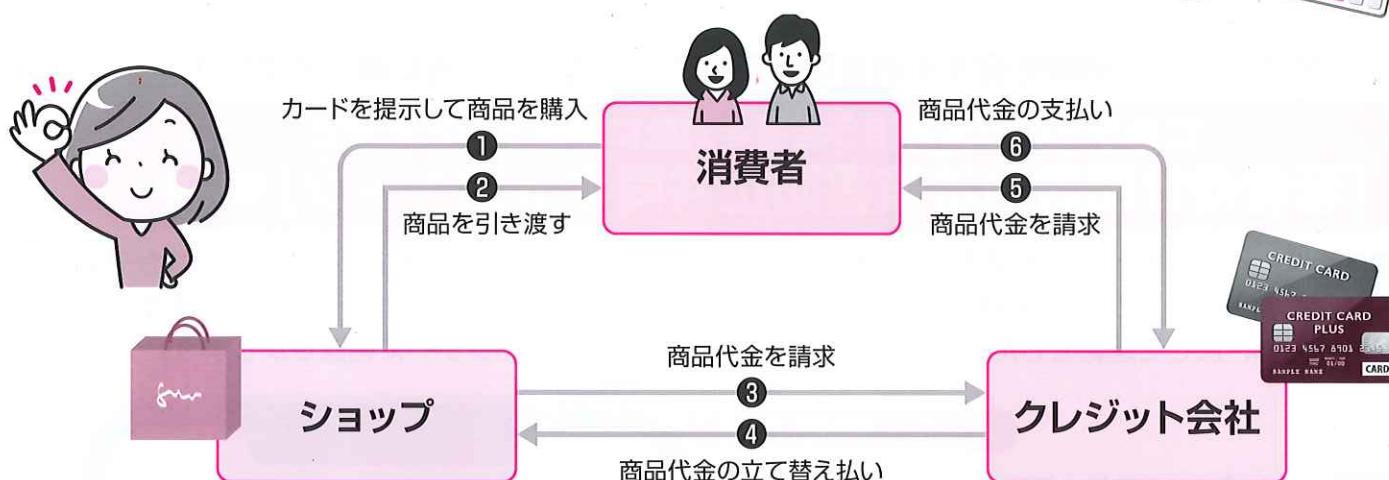
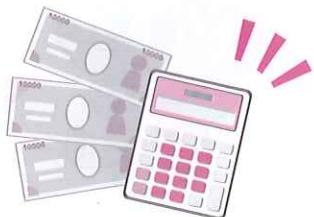
クレジットカード利用の注意点

クレジットとは、「信用」という意味です。クレジット会社は消費者を信用して代金を立て替えます。クレジットカードで商品を買うことは、クレジット会社に借金をしているということなのです。

クレジットカードは、「お金がなくても買い物ができるカード」ではないので、自分でしっかり管理し、支払能力以上の買い物をしないように気をつけましょう。

他人があなたのカードを使ったとしても、

原則としてカードの名義人であるあなたに支払い義務があります



かすみがうら市消費生活センターには…

こんな相談がありました！

押し買い

買取を頼んだものだけでなく、ほかの貴金属等も出すように言われ、不正に安価にて買い取られてしまいます。被害増加に伴い、買取価格等を記した書面交付が義務付けられました。要請がないのに訪問し、買取を勧誘することも禁止されています。必要のない訪問は断りましょう。



架空請求

「消費料金に関する訴訟最終告知」等と書かれた架空請求が女性宛に多く送られてきています。法務省・訴訟・裁判・財産等の差し押さえ、など馴染みのない言葉に驚かず、書かれている番号には絶対に連絡しないようにしましょう。



「保険金が使える」という業者の勧誘

「保険金が使える」と言い修理等を勧誘する業者が来てもすぐには契約せず、まずは加入先の損害保険会社または代理店に保険の契約内容について相談してみましょう。



スマホ・ネットのトラブル

メール等で「有料動画サイトの使用料が未払いです」と言った言葉で支払いを求められ、「弁護士」「踏査会社」等を名乗り煽ってきます。しかし、連絡をするところの個人情報を知らせてしまうことになるため、決して連絡をしてはいけません。注意しましょう。

